



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	Silvia Giorcelli Bersani, Epigrafia e storia di Roma, Roma : Carocci editore, 2004, 267pp
Author(s)	飯坂, 晃治
Citation	西洋史論集, 9, 92-102
Issue Date	2006-03-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37470
Type	departmental bulletin paper
File Information	9_92-102.pdf



Silvia Giorcelli Bersani, *Epigrafia e storia di Roma*, Roma: Carocci editore, 2004, 267 pp.

飯坂晃治

西洋古代史を補助する諸科学のひとつに「ラテン碑文学 (Latin Epigraphy)」がある。これは、おもに石や金属など耐久性のある支持体に刻まれたラテン語のテキストを、その分析の対象とするものである(ただし、コインの銘文の分析はふつう古銭学 (Numismatics) の範疇にはいる)。周知のように古代ローマ史を研究するにあたっては、文学作品や法典などの史料が提供する情報とならんで、碑文からえられる知見が不可欠であるが、欧米ではこのラテン碑文学があたかも一個のディシプリン (学問体系) であるかのように発達しており、これそのものを対象とする論文・研究書が現在もお発表され続け、碑文を史(資)料としてよりよく活用するための努力が日々営まれているのである。

そのラテン碑文学がもつとも熱心に研究されている国のひとつに、イタリアを挙げることができる。この国では二〇〇二年にボローニャ大学のアンジェラ・ドナーティが『ローマの碑文学 古代におけるコミュニケーション』という著作を発表しているが、二〇〇四年にはトリノ大学でローマ史とラテン碑文学を教えているシルヴィア・ジョルチェッリ・ベルサーニが、『碑文学とローマの歴史』と題する本書

を発表した。そこで本稿では、同書の書評をとおして、イタリアにおけるラテン碑文学の成果の一端を紹介していきたい。詳細は後述するが、題名にあるとおり、本書はラテン碑文学そのものを対象とするというよりも、碑文学とローマ史の関わりに焦点を当て、碑文学がローマ史の再構成に際していかなる証拠を提出し、あるいはさらに、いかなる論点において新たな解釈を提出できるのかをさぐった著作といえる。

本書の構成は以下のとおりである。

序論

第一章 ローマ人となること

第二章 都市の帝国

第三章 元首の権力

第四章 権力をもつアリストクラシー

第五章 個人の歴史記述

第六章 第二の性

第七章 神々と人間

一見してわかるように本書はテーマ別の章構成をとっているが、第一章および第二章では共和政期以来の市民権付与政策や都市化・ローマ化が扱われ、また第六章および第七章ではキリスト教に関わるトピックスが取り上げられているように、全体をとおしてある程度クロノロジカルな体裁も意識されている。以下ではまず序論を除く各章の内容を

紹介していきたい。なお、各章は三節に分けられており、以下の内容紹介の段落分けもこうした構成に対応している。また紹介に際して碑文の典拠は省略した。

* * *

第一章では、地中海世界のローマ化が碑文学の見地から分析される。

まずはローマによる統合の戦略が、碑文の証言から再構成される。

ローマは領土拡大に際して、各地域で様々な措置をとった。ローマは前二一六年から前一四六年にかけての戦争でギリシア世界に覇権を打ち立てたが、ティスベというポリスでは親ローマ派市民は免税特権を与えられる一方で、反対派市民はローマに移送され裁判にかけられるという過酷な措置がとられたことが知られている。地中海西部では、

第二次ポエニ戦争後にヒスパニアとガリア・キサルピナを支配する必要性が生じた。ヒスパニアでは軍事的占領や先住民への土地分配政策などによりローマ化が進められ、アウグストゥスの時代に征服が完了した。ガリア・キサルピナでは、激しい軍事的活動の末に先住民の一部は滅び、一部は新設の共同体に統合され、ローマ指導層の経営する農場の労働力とされた。この地域は、市民権付与の後、最終的にイタリアに組み込まれた。他にもアウグストゥスと王との同盟関係によりローマに併合されたアルプス・コッティアエの事例や、ローマ市民を詐称していた北イタリアのアナウニなどの部族に対し、自治市トリデントゥムの住民との同化が進んでいるとの理由から、クラウディウス

帝が市民権を事後的に認めた事例が碑文史料から知られている。

次に征服者の立場の碑文が扱われる。前三世紀後半から凱旋將軍は彫像とモニュメントとで祝福される権利をもち、その名は表 (*aes*) に刻まれていた。征服された土地はローマの公有地とされ、その一部には植民市が建設された。そのとき同時に土地の測量分割がおこなわれた。土地を区切る境界線の交わる箇所には境界石が設置された。土地の測量は測量家が測量器 (*groma*) を用いておこなった。植民に際しては街道の建設と里程標石の設置がともなった。植民には個人的土地分配 (*adsignatio virium*) という方式もあった。ときには植民者のために先住民を排除する措置がとられた。こうした民族的・社会的・経済的変化のプロセスに関して碑文は証言するのである。ある前二世紀の碑文では、ローマの政務官が南イタリアで街道の建設や逃亡兵の逮捕、牧草地の農耕地への転換などをおこなったと誇示しているが、これは第二次ポエニ戦争後のこの地域における政治的・社会的・経済的変化を象徴している。さらにサルディニアでは、牧畜を営む先住民と農業を営む植民者の間で土地をめぐる係争が起こり、後六九年にローマ当局が後者に有利な裁決を下した事例が知られている。

ローマ化はまた、諸民族が文化的アイデンティティを失い、その固有の言語がラテン語に取って代わられてゆく過程でもあった。最初は母語をラテン文字で書き、つぎに母語の要素が目立つラテン語を書くようになり、ついにはラテン語による碑文慣行が常態となることを碑文は示すのである。のみならず、例えば氏名の表記法なども変化したように、文化的なアイデンティティもまたローマ化の影響を受けたの

である。碑文の作成はきわめて都市的な産物であり、したがって、土着の文化を堅持する周縁部への普及に際しては、文化的アイデンティティの喪失に対する抵抗が見られた。例えばサルディニアでは、早くとも後一世紀のものとされる碑文が、ヌラーゲ語をラテン文字で記している可能性を残しており、もしこの見解が正しければ、ヌラーゲ文明の強固な存続や、ローマ化にともなう文化変容への抵抗を読みとることができるかもしれない。他方で、同一の内容がふたつの言語で並行して記されている碑文があるが、これはまさにある文化からもうひとつの文化への移行の一面面の、しかも平和的な共存関係を示している。

第二章では、都市に関わる諸問題が扱われる。

まず市民権に関して。通常ローマ市民権は正当な出生にもとづいて付与されるが、特に碑文からは、前二世紀末以降、そのような出生による獲得以外にも、出身都市の政務官就任をおした市民権の取得が伝えられている。また、属州におけるローマの政務官の不当取得罪を告発し、勝訴した者に報償として付与される市民権や、帝政期には除隊時のディプローマをおして退役兵に与えられる市民権も碑文史料から知られている。ローマは支配領域の拡大とともに、その支配下にはいった共同体に市民権を付与していったが、三世紀にはカラカッラ帝により帝国のほぼすべての住民に市民権が与えられた。

市民と同様に都市にも「格」があった。同盟市戦争以前のイタリア都市には、ローマ植民市、ラテン植民市、同盟市など様々な格が与え

られていたが、同戦争をきっかけに、それらの都市に統一的な体制が導入され、それを担いようような指導層が創出された。他の地域の都市では、ローマ化の程度に差はあったものの、結果としてイタリア都市のように、ローマを範とする体制が導入されていた。当初は植民市よりも自治市の格のほうが好まれていたが、時代が下ると、植民市の格のほうが望まれるようになった（イベリア半島のイタリアリカが代表例）。他方、自治市の創設に関しては、属州マウレタニア・ティンギタナのウォルピリスの事例が伝えられており、地域的伝統の残るその都市では、進取の気性に富んだエリートがローマの都市制度の導入のために尽力した。この植民市と自治市は、法的地位こそ違えど、その実態においては大きく異なっていなかった。都市政務官・都市参事会・都市民会という、都市の諸機構に関する情報は、主に都市法などの碑文からえられる。特に有名なのは属州バエティカのイルニの都市法で、そこには都市政務官の権限や使節の派遣など、都市自治のあらゆる側面に関する規定が含まれている。他方、民衆には決定に関する役割が与えられていなかったが、ポンペイの史料からは、政務官選挙において民衆が大きな影響力をもっていたことが知られている。

都市文明に関して、有産市民によるエヴェルジェティスムほど、多くの碑文が伝える現象はない。それは公共建築物の建設や祝宴・競技会の開催など多様な形態をとり、ときには全都市景観の整備に及ぶこともあった。ローマ帝国では、社会の発展が都市の繁栄に体现されるという平和な状況下で、唯一の競争は都市相互の間にあり、数々のモニュメントで景観を飾り、生産活動や文化の中心となることにあった

のである。ここからまた、都市の格が村落など小共同体の希求するところとなった。特に古代末期には、都市の「建設」は皇帝の責務とされるようになり、こうしたイデオロギーはまた「都市を基盤とする帝国」という観念を強化していった。コンスタンティヌス帝がフリュギア地方の村落であったオルキストゥスに都市への再昇格を認めたことを記す碑文は、「都市」という格のもつ価値が帝政期をつうじて維持されていたことを示している。

第三章では、皇帝に関する碑文が取り扱われる。

共和政から帝政への移行、およびアウグストゥスの権力を理解する上で何よりも重要なのは『神君アウグストゥスの業績録』である。とりわけ第三章第三節の「権威において万人に優越していても、権力においては同僚たちを凌駕しない」という趣旨の一文は、元首政の本質を端的に述べた文章といえる。さらにウエスパシアヌス帝の命令権に関する碑文は、アウグストゥス以来積み重ねられてきた権力が同帝に一括して付与されることを明記しており、ここに皇帝権力の強化を見ることができると。また同帝が帝位の世襲原理を確立させたことは、後の帝位継承方法にも大きな影響を与えた。しかし、下部パンノニアの里程標石が明確に示すように、篡奪により帝位に就いたセプティミウス・セウェルスは、その権力の正統化のためにアントニヌス朝との架空のつながりを創出せざるをえず、ここに皇帝権力の変質が始まる。軍人皇帝時代を経て専制的性格を強めた皇帝権力は、古代末期に新たな装いを呈する。ディオクレティアヌス帝の称号を記した碑文には、

dominus の称号や「不敗」の強調など、新たなイデオロギー的概念が見られるのである。

次に皇帝による帝国統治に関わる碑文が検討される。皇帝の統治行為としては、元老院決議をとおした立法や、告示 (edicta)、勅答 (rescripta)、指令 (mandata) などが碑文から知られる。また indulgentia は、本来皇帝の「雅量」を示す言葉であるが、そのような性格をもつ公的・法的決定といったニュアンスを帯びてくる。皇帝は官僚と頻繁に連絡をとり、通常とは違う決定の場合には彼らがしかるべき手段をとれるようにし、かつ直接都市の要請にこたえられるようにしていた。

最後に皇帝と臣民のコミュニケーションについての考察が展開される。皇帝権力がもつとも安定していた時でさえ、皇帝は元老院や軍隊、臣民とのコミュニケーションを必要としていた。数多くの碑文が、大規模な公共事業（円形闘技場や城壁、神殿、水道）に出資をおこなった皇帝に感謝を表明している。なかには都市や私人による出資の場合でも、皇帝が言及される場合があり、これは忠誠の表明だと考えられる。こうした一連の「忠誠」の表明をとおして、碑の献呈者は自己アピールをし、その社会的ステータスを確認していたが、これは同時に皇帝にとっては、その中心性を社会に根付かせる結果につながった。このような相互作用は、帝国社会の凝集力の強固な土台を形成したのである。さらに皇帝は合意形成のための一連の手段を有していた。皇帝は街道の建設・補修に力を注いでいたが、とくに時代が下って街道の軍事的機能が重要性を増すと、里程標石は皇帝のプロパガンダ装置

としての役割を担うようになった。また皇帝の名前と肖像を普及させる手段として貨幣があった。こうした媒体の積極的な使用は、臣民とのコミュニケーション、ないしは説得のメカニズムが、権力の正統化にとって、制度や法以上に重要な力をもっていたことを示している。

第四章は、帝国社会の支配階層である元老院議員身分と騎士身分に関する叙述である。

まず元老院議員に関して。共和政期の元老院議員に関する碑文はそれほど多くはないが、特に軍事的な才能に関する徳目を挙げる事例があることや昇進階梯が規則的に記されていることなどが注目される。帝政期の元老院議員に関していえば、まず昇進階梯を記した碑文が数多く残されていることが注目に値する。帝政期の元老院議員の昇進階梯は、法務官より前の下級の官職、法務官級の官職、執政官級の官職に大きく分けられるが、執政官に到達できなかった議員も多く、またパトリキとされた議員は昇進も優遇されていたことなどから、昇進階梯は厳格なシステムにしたがっていたというよりもむしろ多様性を含んでいたといえる。この昇進階梯も三世紀にはいると変化を被る。特にガリエヌス帝が元老院議員から軍務を取り上げ、それを騎士身分に与えると、こうした状況が碑文に反映されてくる。さらに帝政後期には、パトリキと平民出身の元老院議員の昇進階梯の差異や、護民官・造宮官職への言及がなくなり、新たに *clarissimus* や *spectabilis*、*illustis* などの称号が見られるようになるなど、元老院議員の昇進階梯は大きく変化した。帝政期をつうじて元老院議員の権力は減じられ

る傾向にあったが、しかし、彼らは帝国で第二位の権力・影響力を保持し続け、古くからのイデオロギーも維持し続けていた。

騎士身分はすでに共和政期から存在していたが、数多くの碑文史料が証言を残しているのは帝政期の騎士身分の昇進階梯についてである。アウグストゥスにより帝国第二の身分として新たに位置づけられると、騎士身分の者は、元老院議員とは別個の昇進階梯を歩むことになる。一定期間の軍務の後に皇帝直轄の官職に就く者もいたが、彼らは年俸にしたがって四つの等級に区分され、その経歴の頂点にはエジプト総督職と近衛長官職が位置していた。騎士身分はアントニヌス朝の末期以降、軍の要職に就くようになり、特にガリエヌス帝の治世からはそれらを独占していった。また二六八年以降は皇帝の大部分も輩出していった。

最後に両身分の相互浸透と碑文におけるその表象に関する分析がおこなわれる。共和政期からすでに元老院議員と騎士身分の間には社会的構成的には大きな差異はなかったが、アウグストゥスによる帝政の開始とともに、後者が行政に重用され、政治的・社会的な影響力をもつようになる、社会的な上昇志向をもつようになった。このような社会的上昇は元老院議員身分の女性との婚姻や元老院議員身分への編入 (*adlectio*) により実現されていた。特に三世紀半ば以降は軍事的な能力をもつ騎士身分の者が社会上昇を果たしていくが、コンスタンティヌス帝の改革以降は、騎士身分の上層が元老院議員身分に吸収されていくと同時に、後者も従来は彼らに対して閉ざされていた近衛長官職 (帝政後期には道長官職へと発展——評者註) など高位の騎士級官

職に就くようになっていったのだった。

第五章は、都市エリートや「中間層」、下層民に関する分析である。まずは都市エリートが扱われる。ひとくちに都市エリートといっても、そこには騎士身分から、そうした身分に属さない在地の名望家にいたるまで、様々な人々が含まれていた。碑文史料は彼らによる都市政務官就任やそれにもなる法定金 (*summa honoraria*) の支払いなどを伝える。帝国は彼らに都市の自治を認めていたが、しばしば都市の財政悪化にともない都市監督官 (*curator rei publicae*) を派遣することもあった。都市エリートはローマの元老院に相当する都市参事会に属していた。イタリアのカヌシウムからは二三年の都市参事会名簿が完全な形で伝えられているが、そこからは、少数の名門家系と多数の新興家系という都市指導層の断面図をえることができる。このようなプロンボグラフィからは、地方社会もまた社会的流動性により特徴づけられており、指導層の枠組みも絶えず新規参入や革新にさらされていたことがわかる。

動的で多様性に富むローマ世界の社会に「中間層」(*ceci medi*) なる社会層を策定することは非常に難しいが、現在は次のような共通見解があるという。すなわち、特定の社会的地位や明確な自意識をもつ単一の「中間層」なるものは存在しないが、地域や都市という個別の文脈を重視するなら、そこには数多くの「中間層」を認識することが可能である。そのような「中間層」としてよく論じられるのが、皇帝礼拝に携わるアウグスターレスである。彼らの多くは解放奴隷であつ

たため、都市政務官職への就任を禁じられていたが、皇帝権力との絆の深さ故に一種のエリートとみなされており、その子息はしばしば社会的上昇を果たしていた。さらに都市ローマでは中間層には含め入れられないが、地方の文脈次第では「中間層」となりうるものに、下級の役人(著者は例としてガリア・トランサルピナの関税徴収官の奴隷身分の下僚 (*servus vilicus*) を挙げている)がいる。ところで、多様性に富んだ幅広い社会層における「中間層」の策定と実態把握にそれほど大きな意味がないとしても、「中間層」がその「中間性」を表明するための特有のスタイルを共有していると前提して、その碑文における表現を分析することは興味深く思われる。このような観点から注目されるのは都市参事会員標章 (*ornamenta decurionalia*) である。アウグスターレス以上の社会的上昇を望めない解放奴隷にとって、都市参事会員標章こそが最大の社会的認知であったのである。「中間層」の際だった特徴は、そのような社会的上昇への強い意識にあった。しかし、自らの社会的・経済的状況をよりよくしようとする社会集団ないしは個々人の熱意が、凝集力をもった「中間層」の形成を阻んだのである。

下層民には自由人、解放奴隷、奴隷が含まれていた。当然それらの間の法的条件は異なっているが、これらの人々にとっては、法的身分よりもむしろ、都市に住むか農村部に住むかという違いのほうが大きかった。というのも、雇用機会が多く、商売に適していた都市部のほうが暮らし向きがよかったからである。都市部では、奴隷のなかでも医師など知的職業は社会的な名声をともなうものであったし、皇帝家

の奴隷・解放奴隷はまったく特殊な存在であった。他方農村部では、農民は、奴隷も自由人も厳しい生活を強いられており、鉱山で働く奴隷などはより過酷な労働搾取をうけていた。下層民は相互扶助のために組合を結成していた。その組合はたいがい同職組合のかたちをとったが、会員の葬儀をとりおこなうための組合もあった。組合は国家のコントロールのもとにあったが、平民を動員して団結させ、都市生活への積極的な参加を促す機能を有していた。

第六章では、ローマの女性に関する問題が検討される。

女性の死を悼む碑文では、その被葬者が社会の上層に属する者であれ、下層に属する者であれ、型どおりの徳目が列挙される。夫を慕い家庭的な生活を営むこと、子どもを産むこと、慎ましやかな最期を遂げること、といったところが女性にとつての存在意義であった。またカエサルからアウグストゥスの時代を生きたトゥリアなる女性の生涯を詳細に記した墓碑銘からは、女性は家族戦略の道具とされ、氏族の価値や文化的財産を子孫に伝える役割を担わされていたことが読みとれる。

確かに碑文史料の大部分は、女性の名前や家族関係などしか明らかにしないが、しかし他方で、なかには家庭の外で女性が社会的な役割を担い、それを誇示している碑文もある。例えば、ポンペイの銀行家 L・カエキリウス・ユクンドゥスに関する史料には、一五名程度の女性の売り手が記録されている。それでも碑文史料からわかる女性の経済活動は、男性のそれに比べてきわめて限定されたものであるといわ

ざるをえない。しかし、近年の碑文研究は家庭の外における女性の活動をも明らかにしている。すなわち、女性が教師やレンガ職人、ガラス職人、紡績工、助産婦などとして活躍していたことが明らかにされるのである。また社会の下層に目を向ければ、紡績工や乳母、娼婦などとして働く女性奴隷の姿が浮かび上がってくるが、彼女らは安く売り買いされ、またその労働の価値も男性のそれに比べ低く見積もられていた。さらに社会の上層に目を向ければ、女性が莫大な財産を自由にし、公の目的（例えばアリメンタ事業など）のために遺贈していたことを伝える。さらにエヴェルジェティスムをとおして、都市の祭司職に就く女性もいたことが碑文から知られている。

時代の進行とともに、ローマの女性は家父長の後見から自由になり、商取引にも関与するようになることが史料から伝えられているが、そのような活動的な女性に対しては批判が投げかけられた。これはキリスト教に関しても同様であった。教会内での女性の活動は、厳格なキリスト教徒や異教徒の攻撃的となったのである。古代末期のキリスト教会には女性の参画の余地があり、特に莫大な財産を慈善事業などに投じることのできる女性は、教会に歓迎されていた。碑文史料はそのような女性の存在を明らかにするほか、教会で女性が一定の役職に就いていたことや、神に生涯を捧げる女性の存在も伝える。また古代末期には女性のモデルも変化した。肉体的・精神的・社会的自律が主張されるようになったのである。実際、四世紀半ばの碑文からは、パウリナという女性が、亡き夫の異教信仰の擁護・継承、ひいてはローマおよび元老院の威厳のために、積極的な役割を演じていたことが知

られている。

第七章では、宗教に関する碑文が検討される。

まずは国家と宗教の関係について。領土の拡大とともにローマの宗教は外来の神々を取り込んでいったが、これにより文化的なアイデンティティを損なうことなく被征服民をローマへと統合することが容易になった。アウグストゥスは帝政を創始すると、神々の加護を自身に集中させるべく大神祇官職に就き、伝統的な宗教的行事を再興した。また特に西方で専制君主と見なされることを避けるため、自身が崇拜されることを拒んだ。こうした態度は彼の後継者にもある程度引き継がれたが、しかし、時の経過とともに皇帝たちは崇拜を受け入れていった。非常に数多くの碑文が、皇帝礼拝が帝国各地に広く行き渡っていたことを伝える。皇帝礼拝は各都市のエリートや富裕な解放奴隷によって担われ、様々な共同体の間の合意形成と文化的均質化に大きく貢献した。ローマの伝統的な宗教に関しては、民衆の間で広く普及していた「迷信」的慣行は、社会的秩序を脅かす可能性があるとして、しばしば禁止された。さらに宗教的な墮落に対する伝統主義者の反発として、バツコス信徒弾圧に関する元老院決議を挙げることができる。

前三世紀以降、ローマ世界には、小アジアのキュベレやシリアのユピテル・ドリケヌス、ユピテル・エリオポリタヌス、アタルガティス、エジプトのイシスとオシリス、ペルシア起源のミトラスなど、ギリシアやオリエント起源の宗教が数多くはいってきた。特に皇帝のおこな

う宗教的行為がそのような外来の神々と結びつく事例は重要で、たとえばアウレリアヌス帝が専制的支配・軍制改革のイデオロギー的支柱として「不敗太陽神」崇拜をおこなったのは有名である。さらに四世紀末ないしは五世紀初頭にいたるまで、ローマの元老院議員の大部分は、ローマの伝統的な宗教であれ、外来の新興宗教であれ、異教信仰を保持しており、それをつうじて貴族としてのアイデンティティを再確認していた。

キリスト教に関しても、碑文史料は必要不可欠な素材である。まず教会内のヒエラルキーについての正確な情報がえられるし、キリスト教が社会の上層にも普及した結果、教養豊かで洗練されたスタイルの碑文も四世紀半ば頃から見られるようになる。コンスタンティヌス帝治世はキリスト教と帝国の関係に関する転換点であったが、同帝は異教徒とキリスト教徒の両者に配慮する姿勢をとっていたことが碑文から知られる。ローマの凱旋門の碑銘は、マクセンティウス帝に対するコンスタンティヌス帝の勝利を、異教徒とキリスト教徒双方がそれぞれの信条にしたがって解釈できるような漠然とした表現が盛り込まれているし、属州トウスキア・ウンブリアによる皇帝礼拝の申し出にも、コンスタンティヌス帝は条件付きの認可を出している。さらに碑文は異教徒とキリスト教徒の死生観の違いを明らかにするが、同時に、たとえば五世紀半ばのボレミウス・シルウィウス作成の暦にはキリスト教と異教の祝日が並行して記載されているなど、異教からキリスト教へとという変化がいかにつくりと進んだのかをも示すのである。

* * *

本書は論点が多岐にわたっているため、そのすべてを紹介しきれたわけではないが、内容に関しては上記のようにまとめることができよう。

まずはラテン碑文学の観点から、この著作を見ていきたい。ラテン碑文学に関する概説書は、碑文学史や、碑文で使用されるアルファベット、短縮表記された単語の解読法、碑文の年代決定法、ローマ人の氏名構成法 (Onomastics) などの解説にはじまり、ローマ社会で碑文がどのような役割を果たしたかという機能論、墓碑銘や奉献碑文などのいわゆる様式論を解説するのが通例であるように見受けられる。^③ 本書でそのような碑文学的な解説がされているのは序章部である。第一節ではラテン碑文の機能論および様式論について、第二節では碑文の読み方について、第三節ではラテン碑文学の歴史と現状および展望について、それぞれコンパクトに手際よくまとめられているが、概してこの章はラテン碑文学の手法に関する説明が不足しているとの感が否めない。特に第一節のとりわけ機能論の部分は、先行研究を手短に要約したもので、決して簡単に理解できる説明にはなっていないし、また第二節の碑文読解の技法に関する部分も、例えば初学者がそこからならんかの技術を習得できるような説明はされていない。

しかし、叙述の過程で碑文が頻繁に引用されており、そのなかには研究史上有名なものが多い。また、それに応じて写真等の図版も適宜掲載されている。さらに各碑文に付されているイタリア語訳は非常に

読みやすい。本文には一切註が付されていないが、三節に分けられた各章の末尾には各節ごとに数点の参考文献が、近年に発表されたものを中心に挙げられている。本書にはこうした親切的配慮もなされているのである。ただし参考文献は、原著が英語・独語・仏語でもイタリア語訳がある場合にはそちらのバージョンが挙げられている。読者層の中心をイタリア人と想定しての配慮であるうが、日本人には扱いづらい文献表といえるかもしれない。

以上から、ラテン碑文学の概説書としてみるならば、本書は入門書として適切な配慮がなされているとはいえない。しかし表題にもあるように、本書はあくまで碑文学とローマ史の関係を論じた本である。ではこの観点から本書はどのように評価できるだろうか。

先にも述べたように、本書の論点は多岐にわたっており、ほぼローマ史の概説書のような様相を呈している。しかも、本書の紹介部からすでに明らかなように、ローマ史の見地からすれば、そこから取り立てて新たな知見がえられるわけではない。しかしながら本書は、碑文がこれまでのローマ史研究においていかなる史料的价值を有し、それら碑文史料の緻密な分析が今後どのような論点において新たな見解を導き出せるかを追求しており、その結果、本書には特色のある記述がいくつか見いだされるのである。

そのひとつは、第一章のローマ化に関する記述である。近年ではポストコロニアリズムの思想動向からも大きな影響を受けているこのテーマに関して、本章で著者は、ローマ化の渦中にあった被征服民の抵抗や生き残り戦略にも十分な注意を払い、碑文を丁寧に読み解いて

いくのである。ただし、第三節での、先住民が固有の言語を棄ててラテン語を採用するにいたるまでの発展段階的な記述は、やや単純であるような感が否めないし、ラテン語が採用された時点でローマ化が完了したかのような印象を与える記述にも問題があるように思われる。

本書でもっとも特徴的な叙述が展開されているのは、第五章第二節の「中間層」(ceti medi)と第六章の女性の性を論じた箇所であろう。特に両箇所に通じているのは、碑文を現実の反映と表象の戦略の両面から捉えようとする姿勢である。

前者に関して著者は、「中間層」の実態把握の限界を指摘した上で、テキストにおける言葉遣いや表現の選び方などの、碑文における自己表象の特徴という観点から、「中間層」の鮮やかなイメージを浮き彫りにすることを試みている。すなわちここでは、概念操作と実態追求に拘りがちであった従来の研究に対し、著者は、碑文から事実のみを抽出するのではなく、碑文を事実よりも言説、実態の反映というよりも表象の戦略として読み込むスタンスをとるのである(ちなみに著者は、個々の碑文に関する詳細な解説を展開する過程で、ときに形態論的な側面にも踏み込んだ説明を加え、テキストだけではなくモニュメントとして碑文の意味を捉えようとするが、こうした試みも、右記のような姿勢につうずるものがあるだろう)。もちろんこのような言説ないしは表象のみをもって「中間層」が論じ切れるわけではないが、少なくともローマ社会の「中間層」をめぐる多様な議論に、従来とは異なるアプローチの可能性を切り開いたとはいえないだろう。

他方後者に関して、著者の引用によれば、そもそもローマの女性は

「現実のものとして記述されたり、物語られたりする以前から、また、かの女たちがみずから語りはじめるまえから、すでに表象の対象だった」³⁾。ローマの女性は二重の意味で男性の視点から描かれてきた——そもそも史料は男性のものであり、女性はその男性によりステレオタイプをもちいて表象されてきただけでなく、女性は常に男性との関係で、つまり母・姉妹・娘として把握されてきた——し、また公的生活において無能力との烙印を押されて、そこから排除されていたので、公的な歴史に女性を見出すことは難しい。ここに女性に関する諸史料の限界があるという。そこで著者は、(もちろん碑文もそのような史料の限界を免れていないということを前提としつつも)碑文史料が文学史料などにはない独自の情報を提供することを確認し、この碑文を含め、それぞれ特色と限界をもつ諸史料の比較検討によつて、ローマ女性史の再構築に取り組むのである。このような手法により著者はとりわけ、共和政末期以降後見人の統制が弱まり、女性が自分自身の財産を管理するようになっていったことを碑文史料から裏づけ、また社会の下層の女性に関して新たな知見をもたらすことに成功しているといえる。

評者は、このような言説分析と実態追求のバランスのとれた分析手法に本書の最大の特徴があると考えている。本書のこのような方法論的特徴の背景に、イタリアにおける碑文学研究の蓄積を指摘することができよう。が、それと同時に、本書が欧米の碑文学研究の現段階を反映しているとすれば、我が国におけるローマ史研究も、碑文史料の操作技術とそれにもとづく研究の進展という点では、欧米のそれに勝

るとも足りないレベルにあるのではないかという印象も、本書の書評をよみしてえられるのである。

註

- (1) 近年の成果については、J. Bodel (ed.), *Epigraphic Evidence. Ancient History from Inscriptions*, London/New York 2001 & G. Alföldy/S. Panciera (eds.), *Inscriptliche Denkmäler als Medien der Selbstdarstellung in der römischen Welt*, Stuttgart 2001 を参る。
- (2) A. Donati, *Epigrafia romana. La comunicazione nell'antichità*, Bologna 2002.
- (3) 「様式論」「機能論」などの用語については、島田誠「書評 A. E. Gordon, *Illustrated Introduction to Latin Epigraphy*, Berkeley/Los Angeles/London 1983」『西洋古典学研究』三三(一九八五年)一一二～一一四頁を参照。
- (4) G・デュービイ／M・ペロー監修『女の歴史Ⅰ 古代Ⅰ』藤原書店、二〇〇〇年、四頁。